

第六節 揺れ動く三十年代

1 消費生活の浸透

大戦後の混乱した日本の経済は、二十五年六月に起きた朝鮮戦争の影響、即ち軍需物資の特需景気によって、急速に回復の歩を進めることができた。その後、神武景気（三十年）、高天原景気（三十一年）、岩戸景気（三十四年）と続いた。尤も、なべ底景気と云われた不況が、三十二年下期から一年ほど続いたのは例外で、経済成長も二桁の率を示すことが多く、三十五年以後は、経済の高度成長、国民所得倍增計画が政策として進められ、インフレを伴いながらも、都会・地方を問わず表面は好況を呈していた。一万円紙幣が新しく出たのも（三十五年）、この時代を反映したものであった。反面、一国の首相が「貧乏人は麦を食え」と放言し、又、経済の混乱による小数の犠牲は当然、との発言があり、問題と呼んだ時機でもあった。

かかる経済の上昇期に地方の経済・特に消費面の活動が、如何に表現されたものか、町勢要覧その他によって窺いみることにする。時代の消費水準、文化の程度を計る尺度を、多様化する生活から選択することは困難であるが、最初に昭和三十年の電灯、日刊新聞、ラジオの普及率をみたのが第39表である。当地方に電灯が普及したのは、大正初年である第六章第八節第六項。無点燈戸七五は部落から離れ点在する家々であり、当時としては、必ずしも文化の低さを示すものではない。日刊新聞の購読はさすがに一〇〇パーセントを越えている。然し一戸或は一事業所で二部以上の購読があり、全戸購読になるものではない。ラジオ放送が開始されてから三八年目の普及率は、半数をやや越えるだけで、地方の消費水準の低さを露呈していると云える。尤も全国の普及率も、三十三年

第40表 電話、テレビの普及

| 年 | 電 話 | テレビ. |
|----|------------------|-------|
| 33 | 358 ^基 | — 台 |
| 34 | — | 52 |
| 35 | 398 | 204 |
| 36 | — | 732 |
| 37 | 486 | 1,325 |
| 38 | 550 | 2,405 |

電力の消費状況も、消費生活の尺度になり得るものである。ここに三十八年度の電力消費状況を、町勢要覧から抄出する（第41表）。この表の数字を、三十年

第39表 電燈・ラジオ・新聞普及率

| 電 燈 | | ラ ジ オ | | 日刊新聞 | |
|-------|-----|-------|-----|-------|------|
| 無点燈戸数 | 普及率 | 聴取者数 | 普及率 | 購読部数 | 普及率 |
| 75 | 98% | 2,451 | 54% | 4,774 | 106% |

(昭和30年町勢要覧)

で八二・五パーセントと云える。次の40表は電話とテレビの逐年の普及度であるから、ラジオは未だ、民衆のものではなかつた。次は電話とテレビの逐年の普及度である。電話が始めて架設されてから久しいが諸官庁、病院、商店、事業所などの利用が主であり、一般への普及は四十年代を待つて急増する。当時、農協による有線放送が農家に普及していたことも、電話普及を拒んだ原因とも云える。因みに有線放送の普及は、三十九年町勢要覧によれば、三、〇九五基の施設をみており、全農家の九〇パーセントの普及となっている。テレビの実験放送は、すでに昭和二十五年十一月開始であり、三十九年当時、全国の普及率は八五パーセント〔前掲書〕になっていた。当地方の視聴は、三十四年ごろからとみられるが、その後は飛躍的に伸びて、三十八年には五〇パーセントを越えている。翌三十九年は東京オリンピックの開催に当り、テレビの普及は更に飛躍した。

〔『近代日本』
『総合年表』〕

であるから、ラジオは未だ、民衆のものではなかつた。次は電話とテレビの逐年の普及度である。電話が始めて架設されてから久しいが諸官庁、病院、商店、事業所などの利用が主であり、一般への普及は四十年代を待つて急増する。当時、農協による有線放送が農家に普及していたことも、電話普及を拒んだ原因とも云える。因みに有線放送の普及は、三十九年町勢要覧によれば、三、〇九五基の施設をみており、全農家の九〇パーセントの普及となっている。テレビの実験放送は、すでに昭和二十五年十一月開始であり、三十九年当時、全国の普及率は八五パーセント〔前掲書〕になっていた。当地方の視聴は、三十四年ごろからとみられるが、その後は飛躍的に伸びて、三十八年には五〇パーセントを越えている。翌三十九年は東京オリンピックの開催に当り、テレビの普及は更に飛躍した。

第41表 電気の消費状況

| 区 分 | 契約口数 | 契約灯数又はKW | 消費電力量 |
|-------|-------|---------------------|---------------|
| 総 数 | 5,604 | 42,327灯 1,584 KW | 3,152,119 KWH |
| 定期電灯 | 989 | 1,955灯 | 328,681 |
| 従量電灯 | 4,135 | 40,372灯 | 1,901,624 |
| 大口電灯 | 39 | 199 KW | 117,098 |
| 計 | 5,163 | 42,327灯 199 KW | 2,347,403 |
| 小口電力 | 439 | 1,308 KW | 719,002 |
| 業務用電力 | 2 | 77 KW | 85,714 |
| 大口電力 | — | — | — |
| 計 | 441 | 1,385 KW | 804,716 |

(荒砥、鮎貝、中山出張所合計、38年度使用量)

第42表 諸車の増加

| 車種 | 年 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|----------|---|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 軽自動車 | | 57 | 58 | 98 | 128 | 159 | 181 |
| 原動機付自転車 | | 148 | 219 | 384 | 590 | 975 | 1,547 |
| 二輪の小型自動車 | | 9 | 5 | 5 | 0 | 1 | 2 |

(昭和39年町勢要覧)

町勢要覧に比較すると、契約口数は少差の六パーセントが減少しており、従量電灯は逆に一、七〇〇口の増加で灯数は七、〇〇〇増と大差である。なお従量電灯の電力には、家庭電化製品の消費も含まれることになる。テレビ・洗濯機・掃除機を合わせて、家庭電化製品の「三種の神器」と流行語が生れたのは、昭和三十年のことである。

政府が高度経済成長、国民所得倍增計画を政策として発表したころ、国民一人一人が自家用車を近い将来必ず持ち得ることを高言した。政策はなただちに現われないが、時間と共に確かに近づいて行った。当時自家用車などは、夢の存在であったのである。第42表は年次による増加の状況を、具体的にみるものである。この外車輛に加えられる耕耘機も、逐年大巾の増加をみている。〔次項「農業の変質」参照〕。これらの諸車輛の購入は、高度経済成長のもたらしたものであるが、国民所得倍增政策により安意に得たものではなかった。地方経済は大都市とは格段の差があり、農閑期五、六ヶ月に及び出稼ぎの収入によって、辛くも購入し得たものが多かった。

昭和三十年代ほど、新しく生れた家庭器具農機具の類いが、民衆の購買意欲をかき立てたことはなかった。ラジオからテレビへ、そして電気洗濯機などは高い普及率を年毎に進行させ、車輛も小型から大型へ、農機具は耕耘機をはじめ、発動機、脱穀機、噴霧器と、数多く購入されて行ったのもこの時期である。又、衣服には数種の化学繊維があらわれ、流行も定着のいとまもなく前進してゆく。日常の食生活は量が豊富になれば、質的向上も著しいものがあつた。消費生活の上昇は大きな底力となって、物

質文化も精神文化も押し上げて行き、大きな変容は外面、内容ともに完成を進める。三十年代はまさしく前夜の時期に位置づけられよう。

2 農業の変質

白鷹町産業

振興計画

戦争によって荒廃した農業は、昭和三十年代になると回復期を越え、米穀は三十三年一、一九九万ト、三十四年には一、二五〇トの生産をあげ、食料自給の目的を成し遂げていた。他方農産物の消費構造にも変化が現われ、前途には新しく展開する未知のものが、眼前に迫りつつあった。農業を第一の産業とする当町は、町当局が新しい展望を基礎に、独自の産業振興計画を立てた。三十二年を出発点として、三十七年までの五ヶ年間の振興目標を策定したもので、第43表は必要部を抄出して作成したものである。今、これを具に見れば、当時の農業が抱えていた問題、或いは苦悩と前途への指向を明らかに知り得る。

稲作部門は作付面積で、一三〇町歩の増を見込んでいる。養蚕業不振による桑園の転換を期待したものである。稲作は経済効果の最も早い作目であり、転換も常に容易であるため、又収穫量は栽培技術の研究向上により、反あたり二・七五石から二・九石としている。畑作において、先ず煙草たばこは、労力の年間配分と、価格の安定が約束された作目であるが、専売公社の需給の見通しから、現状維持としている。次の忽布ほつぷは、五ヶ年間に二・二倍近い増反を見込んでいるのは、地元処理工場を持つ条件を生かすものである。果樹については、当地域が標高二〇〇メートルから五〇〇メートル迄の台地が五〇〇町歩もあり、果樹可能地が豊富であること、従来地域農業の支柱であった養蚕が、化学繊維が著しい発達を遂げた現在、必然的に転換を迫られると断定し、変って果樹生

第43表 白鷹町産業（農業）振興計画概要（抄）

| 生産種別 | 昭和32年度の状況 | | | | 昭和37年度の状況 | | | | 32年37年 対比 |
|------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|--------------|
| | 作付面積 | 生産量 | 単価 | 生産額 | 作付面積 | 生産量 | 単価 | 生産額 | |
| 稲作 | 1,360町 | 37,253石 | 石当り円 9,826 | 366,062千円 | 1,490町 | 43,210石 | 石当り円 16,000 | 432,100千円 | 118% |
| 煙草 | 71.7 | 127,635kg | kg当り 245 | 31,271 | 71.7 | 127,635kg | kg当り 245 | 31,271 | 100 |
| 忽布 | 20.8 | 33,692kg | kg当り 409 | 13,676 | 44.8 | 76,675kg | kg当り 409 | 31,360 | 229.1 |
| 果樹 | 75 | | 反当り 27,097 | 20,323 | 350 | | 反当り 30,857 | 108,000 | 531.4 |
| 園芸作物 | 150 | 2,150,629 | 当り 22 | 47,146 | 99 | 1,555,773 | 22 | 34,227 | 72.6 |
| 食用作物 | 661 | | 反当り 9,528 | 62,979 | 63.2 | | 18,829 | 119,000 | 188.9 |
| 養蚕 | 774 | 112,880 | 当り 1,472 | 166,098 | 550 | 135,000 | 1,200 | 162,000 | 97.5 |
| 畜産 | 乳牛 | 358頭 | | 110,465 | 乳牛 | 1,000頭 | | 251.1 | |
| | 役肉牛 | 1,085 | | | 役肉牛 | 800 | | | |
| | 馬 | 105 | | | 馬 | 50 | | | |
| | 豚 | 155 | | | 豚 | 1,000 | | | |
| | 插山羊 | 1,952 | | | 插山羊 | 2,732 | | | |
| | 山羊 | 691 | | | 山羊 | 830 | | | |
| | 鶏 | 8,927 | | | 鶏 | 13,390 | | | |
| | 兎 | 797羽 | | | 兎 | 1,036羽 | | | |
| 計 | 3,152.5 | | | 820,954 | 3,297.5 | | | 1,221,753 | 148.8 |

産を重点施策としてとり上げ、五年間に五倍近い増殖の計画である。蚕桑地区六〇町歩、鮎貝地区一五〇町歩、荒砥地区六〇町歩、十王一〇町歩、鷹山地区五〇町歩、東根地区三〇町歩が、その目標としてある。尤も五倍にも及ぶ増殖は、桑園からの転換五五町歩、普通畑より一〇〇町歩、開墾開拓地の一二〇町歩とし、開墾は町当局において、大型ブルドーザーを購入、機械による作業を予定した計画である。樹種別耕地の割合は、りんご一八〇町歩、ぶどう六〇町歩、桃七〇町歩、洋梨四〇町歩その他とし、加工果樹の生産に主力を置いたものである。

以上果樹生産を重点施策とした背景には、時代の消費構造に順応すると共に、当時高岡地区の果樹生産が、すでに中央市場において、品質を高く評価され、販売ルートも確立している結果に、深い自信を持ったからに外ならない。

園芸作物は、東根地区の先進地を目標にし、なお品種の統一、肥培技術の研究向上を図り、生産向上を指導するとしているが、全体の目標は成長部門とみておらず、

七二・六パーセントと減少である。食用作物については、山間の雑穀・甘藷・馬鈴薯畑は、努めて果樹園化し、残り六三二町を普通雑穀畑と家畜の飼料畑に分け、その割合は前者が六〇パーセント、後者が残余とするものである。牧草については、桑園減反による二〇町歩と、開発する牧野五〇町歩は、ともに新らしく全くの増加であるが、勿論畜産振興策と相提携するものである。次に菜種、胡麻があつて、現状の一割増を見込んでいるが、作付面積は全町で四〇町歩、水田裏作の菜種が主であろう。

以上見て来た中で、桑園減反による計画増が、多くの作目に及んでいる。それだけ当時の養蚕は化繊に押され、繭糸安定法の保護政策がありながら、凋落の一途をたどる産業であつた。然し老朽桑園の改植、反当収繭量を一四・五貫から二七貫へと引き上げ、生産性の向上を目指している。最後に畜産に関しても、果樹振興と共に重点施策とし、恵まれた自然条件を大きく生かして、養蚕の減産による農業収入を完全に補い、更に大きく余剰をみるというものである。

以上のほか、振興計画は内水面漁業と、林業の振興目標があるが、共に規模が小さく一〇パーセント、一五パーセントの増加を予定するのみである。計画の中で目標率の高いのは、果樹五三一・四パーセントが驚異的であり、畜産二五九・一パーセントが第二位、忽布の二二九・一九パーセント、食料作物の一八八・九パーセントと続いている。減少した作目もあるが、平均して一四八・八パーセントであり、漁業・林業を含めた第一次産業の総額で、四億円の増収と計算している。この額は、米の総生産額を越えた数字である。

白鷹町産業計画は実施案ではなく、指導目標のための作成であり、ここに経済機関とは違い、行政機関の限界がある。然しこの計画には、現実感からやや遊離した憾みがないでもない。例えば、山羊も兎も蛋白源としての利用は多いが、換金のためとすることは、実感からはやや遠い。ではあるがこの計画のうち、忽布は目標に達し、

重点施策とした果樹と畜産の乳牛で、作付面積と頭数が、共に七〇パーセントに達しているのは、指標に誤りがなかったと云える。なおこの計画が、将来の現実と如何に照応したのか、これは次項によって見よう。

農業基本法と

郷土の農業

「農業の曲り角」という言葉が流行語のように登場したのが、昭和三十五年頃である。そして翌年、「農業基本法」が制定された。農業は長い歴史の試練の中に、食糧その他の農産物を国民に供給し、国民生活の安定に寄与するところが多かった。然し経済の著しい発展に伴って、他産業との間に生産性の格差が生れ、生活水準にも大きな隔たりを来たことになる。又、農村労働力が他産業に移動する現象が現われ、農業の事情を更に複雑にする傾向にあった。以上のような事態に対処して、農業がもつ自然的、経済的、社会的な不利を改善し、近代化と合理化を図ることに、農業回生の道がある。「ここに、農業の向うべき新たなみちを明らかにし農業に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。」とは、「農業基本法」前文の結びである。同法は第一章総則第二章農民生産、第三章農業物等の価格及び流通、第四章農業構造改善等、第五章農業行政機関及び農業団体、第六章農政審議会、以上六章三〇条から成る。

日本の農業は三〇年代に入ると、戦後の回復期はすでに越え、新しい事態を迎えようとしていた。次々の出される農業関係の法律、酪農振興法（二十九年六月）、自作農維持創設資金融通法（三十年八月）。なお農地法施行規則改正（三十年九月）によっては、水田小作料を二・二五倍に引き上げ、経済上昇に現われた小作料の不均衡の是正をはかった。農業改良資金助成法（三十一年五月）、開拓営農振興臨時措置法（三十一年四月）、煙草耕作組合法（三十三年五月）繭糸価格安定法（三十三年七月）、果樹農業振興特別措置法（三十六年三月）と、矢継ぎ早に公布施行をみていることは、他産業との格差の広がり、農産物価格の不安定と低廉、食生活の上昇に伴う農産物消費構造の変化等により混乱する農村の方途に、必然応えなければならぬ政策であった。

他方、工業生産の伸びは著しいものがあり、経済成長率一三・二パーセント（三十五年）を記録するなど、神武景気、高天原景気、岩戸景気と続き、常に物価指数を押し上げて止まない。これに対し、農産物の価格のうち、最も代表とされる米価の上昇の様相を、第44表に窺う。米価は、米価審議会の答申をまっぴら政府によって決定され、時には極めて政治性の強い米価にもなる。米価が高く決定されることが、諸物価を釣り上げる要素を持った

第44表 米価の変遷

| 年度 | 石当り米価 | 米価審議会答申 |
|-----|---------------------|-----------|
| 30年 | 10,160 ^円 | 250円奨励金 |
| 31年 | 10,070 | 政府案不当 |
| 32年 | 10,322 | 所得保償方式 |
| 33年 | 10,323 | 政府案止むを得ぬ |
| 34年 | 10,333 | 所得保償方式不徹底 |
| 35年 | 10,405 | 不満足 |
| 36年 | 11,052 | 不適當 |
| 37年 | 12,177 | 具体的答申さける |
| 38年 | 13,204 | 算定方式のみ |
| 39年 | 15,001 | 方式妥当 |
| 40年 | 16,375 | 方式のみ列記 |

め、零細農家の多い地域にとり必ず有効であったとは限らない。然し、所詮低米価政策を土壌として経済の発展があり得たとも考えられる。政府が調査会の答申を基にして、新農林漁業政策を発表したのは、三十五年八月である。これが農業基本法の制定の出発点となり、十月には農林省が試案を発表した。当時の首相が記者会見で、今後三年間の経済成長率を九パーセントとし、一〇年間に現在の農民を三分の一に減らすことを声明した（三十五年九月七日）。この発言の反響は余りに大きく、翌八日になって六割が減ると訂正した。十月になると経済審議会が、国民所得倍增計画を政府に答申し、これが年末には閣議決定となった。いわゆる高度成長政策の、経済基本計画である。

先の農民六割減少論は、農民の切捨てであるとの反発が出て、農民は大きな不安に襲われた。政策の実現は、経済の中心から起きた。農村の若年労働力が、急激に第二次・第三次産業に吸収され、農作業はすべて老令者と、女性のみ委ねられ、「三ちゃん農業」から「二ちゃん農業」の俗語が流行したのは、この頃である。

農林業就業者が、全就業人口の二九パーセントになるのは三十六年度であり、三十八年には兼業を主とする農

第45表
耕耘機の増加

| | |
|-----|-------|
| 34年 | 123台 |
| 35 | 170 |
| 36 | 339 |
| 37 | 541 |
| 38 | 742 |
| 39 | 1,073 |

(39年町勢要覧)

第46表 農用機械

| | 個人 | 共有 |
|------|-------|-----|
| 耕耘機 | 182台 | 22台 |
| 発動機 | 203 | 62 |
| 電動機 | 233 | 56 |
| 脱穀機 | 362 | 128 |
| 摺機 | 61 | 23 |
| 噴霧機 | 51 | 20 |
| 散粉機 | 3 | 3 |
| カッター | 86 | 20 |
| サイロ | 1,198 | 7 |

(35年町勢要覧による)

家が、全農家の四〇パーセントを越えることになる。

労働の生産性が強力に要求されることが農業近代化の根本である。

労働生産性と省力は、同義語でもある。農作業の省力化は、機械の利用によって可能である。第45表は耕耘機の増加を、年次によって把握している。増加率は逐年二倍、一・五倍と続いているが、三十九年現在、耕耘機の保有は全農家の三分の一程度に留まり、更に四〇年代へと上昇するものであろう。

第46表は三十五年二月現在の把握であるが、耕耘機数に前表と違いがあるけれども、飼料は共に町勢要覧である。カッター台数及びサイロの基数は、畜産の振興と関係する。

うか。第47表は適当な時期のものでないが、一応ここでは七反以下の農家戸数が僅かながら減少を示すと共に、反面、地域としては中農級の一町以上経営農家が、増加の傾向を示している。小規模農家が容易に離農することは、地域の工業化率が未熟であれば、簡単にはできない。先進地で工業化が進み耕作から離れる農家が続出しても、所有権の譲渡までは進まず規模拡大が可能な筈の農業基本法の設定が、思惑通りに進まなかった。農民の土への愛着は、金銭では割り切れないものがあつた。

第48表 水稻・養蚕の推移

| 年 | 稲 作 | | 養 蚕 | |
|----|-----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|
| | 田面積 | 生産額 | 桑畑面積 | 生産額 |
| 32 | 1,360,0 ^{ha} | 5,588,0 ^t | 774,0 ^{ha} | 423,3 ^t |
| 33 | 1,313,0 | 5,422,0 | 742,6 | 329,6 |
| 34 | 1,318,9 | 5,658,0 | 729,0 | 414,2 |
| 35 | 1,348,9 | 6,070,0 | 711,1 | 423,7 |
| 36 | 1,349,0 | 6,070,5 | 703,8 | 408,1 |
| 37 | 1,349,0 | 6,205,4 | 697,0 | 452,1 |
| 38 | 1,356,0 | 6,304,0 | 708,3 | 445,0 |
| 39 | 1,353,0 | 6,224,0 | 713,1 | 382,4 |
| 40 | 1,358,0 | 6,908,0 | 700,0 | — |

第47表 規模別農家数

| 広 狭 別 | 29年 | 35年 |
|-----------|------|------|
| 3反未満 | 558戸 | 508戸 |
| 3反～5反 | 573 | 558 |
| 5反～7反 | 594 | 566 |
| 7反～1町 | 732 | 748 |
| 1町～1,5町 | 677 | 714 |
| 1,5町～2,0町 | 223 | 264 |
| 2,0町～2,5町 | 78 | 76 |
| 2,5町～3,0町 | | 25 |
| 3,0町～5,0町 | 2 | 3 |

(町勢要覧による)

断ち難い土への愛着により、農民たちは田畑を耕して止まらなかった。そして三十年代に、どれ程の生産上昇を成し遂げることができたであろうか。第48表は、水稻と養蚕の推移である。稲作が農業の基本であることは米価が政府的に低く抑えられても、変わることはなかった。病中防除の農業の開発も進み、作付面積にほとんど変化がみられないが、反当収量を伸ばしている。

先に述べた白鷹町産業振興計画より増反がないのは、水利が不備であり、機械力による開田が不可能な時代のためである。養蚕は、地域の伝統産業である。価格が如何に低迷を続けても、桑園面積と生産量を共に大差なく保持しているのは、取りも直さず伝統の強さである。この点町振興計画の桑園減反は、完全に期待外れである。

次に特用作物の趨勢を見よう(第49表)。煙草の作付面積に増加が見られないのみか、減少の年次もあるのは、専売公社の需給関係によるもので、自発的事情によるものではない。忽布は伸び率が高いが、耕作戸数が三〇五戸(昭和28年、町勢要覧)から見ると、平均二反歩程度に過ぎず、規模拡大の傾向とは云えない。蒟蒻栽培(こんぼく)の調査が三十六年に始まるが、同一耕地に長年の栽培を続けられれば、収量が激減する作物であるため、新しい産地を求めて来たものであるが、作付面積、伸び率ともに大きなもので

第49表 特用作物の趨勢

| 作目 年 | 煙 草 | ホ ッ プ | 蒟 蒻 |
|---------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 32 | 71.7 ^{町歩} | 20.8 ^{町歩} | — ^{町歩} |
| 33 | 66.0 | 28.0 | — |
| 34 | 67.9 | 39.4 | — |
| 35 | 67.9 | 41.5 | — |
| 36 | 52.0 | 45.1 | 10.0 |
| 37 | 48.8 | 54.7 | 12.0 |
| 38 | 53.6 | 56.7 | 8.5 |
| 39 | 61.5 | 58.5 | 11.8 |
| 40 | 63.0 | 66.0 | 15 |

(役場資料)

はない。
戦後経済の復興に伴い食生活にも変化を来し、消費構造の変化は、畜産、果樹の要請となって現われた。町の施策も、二部門を重点的に取り上げたのは、そのためである。畜産部門では、乳牛が順調な伸びを示しているほか、役肉牛、豚はむしろ減少である。乳牛は頭数の増加と、飼育戸数が並行しており、三十九年町勢要覧に、五一戸—七五四頭（三十八年）とあり、規模拡大の傾向はない。他の畜種も同様である（第50表）。

果樹部門も畜産と同じ理由から、成長を遂げたものである。いずれの樹種も一体に面積増であるが、年次により減少をみているのは、自然的災害（雪害）があり、価格不安定による理由も大きなものがあつた（第51表）。果樹生産も一戸当り面積が、りんごで四六三戸—九一町歩（昭和39年要覧）となっており、他の樹種は更に小規模経営である。農業基本法、即ち農業の近代化が求めたものは規模の拡充、選択的拡大である。農業の専業化により、生産性、特に労働の生産性が求められる。白鷹町の農業経営が田畑の複合であると共に、多角経営でありしかも小規模であるのは、自然的条件によるものである。農業が自給自足の経済を原則としたとき、又農業生産物の消費が、質より量への時代には、

第50表 畜産の趨勢

| 畜種 年 | 乳 牛 | 役肉 牛 | 豚 | 緬 羊 | 鶏 |
|---------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------|
| 32 | 358 ^頭 | 1,087 ^頭 | 155 ^頭 | 1,952 ^頭 | 8,927 ^羽 |
| 33 | 455 | — | — | — | 10,307 |
| 34 | — | — | 800 | — | 12,900 |
| 35 | 616 | 1,049 | — | 1,400 | 11,481 |
| 36 | 625 | 868 | — | 1,011 | 11,552 |
| 37 | 720 | 781 | — | 769 | 15,285 |
| 38 | 820 | 734 | 669 | 541 | 12,583 |
| 39 | 733 | 655 | 80 | 316 | 13,058 |
| 40 | 770 | 568 | 146 | 228 | 13,036 |

(役場資料)

最も適合した経営の形であった。政府は、果樹農業振興特別措置法（三十六年三月）農村近代化資金助成法（三十六年十月）を制定し、農業基本法による農村構造改善事業を起こして、近代化への促進を図った。然し、助成事業によって容易に変わるほど、農村構造の根が浅いものではなく、全国的に兼業農家が四割を越え、戸数人口共に減少『近代日本の総合年表』三十八年の過程を経ながら、いろいろな課題をかかえて、四十年代に傾斜の度を深めて行く。林業基本法が制定公布をみたのは、三十九年七月である。白鷹山系、朝日山系の山々が郷土の東西に重畳し、開発の切に待たれるところであった。林業改善事業、林道開発が具体的に進行するのは、四十年代になってからである。

3 出稼ぎ

白鷹町の 出稼ぎ

昭和三十年代以降、地方経済を大きく支えて来たものに、出稼ぎの収入がある。この出稼ぎは季節的に、当地方では専ら農閑期の冬を利用して、生活本拠を離れ、労働による収入を得ることである。出稼ぎは以前からあったが、数的に少なく、又、「通年型出稼ぎ」が普通であり、出稼ぎが季節労働者を指し、多くの問題化を起こす程ではなかった。尤も昭和十年代初頭、軍需産業の活発化に伴ない、発電所の増設などに農閑期の労働力が要求され、小農民は勿論、中農の若年労力が、相当数流出したことはあっても、経済上の切迫感は、現在とは距離のあるものであった。

戦中・戦後、農村を潤した閭閻経済が次第に遠のき、又、消費生活の浸透により、生活費その他の絶対的不足の補充が、農閑期収入への依存度が高まると、出稼ぎに質的变化が起きる。農作業が終了する晩秋になれば、部落

では隣りから隣りへと出稼ぎ家庭が多くなり、然かも一家から世帯主とその長男が出る家庭も珍しい現象ではなくなる。出稼ぎ労務者が翌春になり、農作業の必要から離職すれば、「失業保険法」に該当し、保険金の給付を受けることができる。月一日間以上就労し、六ヶ月を越えると同法の適用となり、九〇日間の失業保障があるため、多くの農民はこれを目的とするようになり、自然長期化が要求され、農業経営に悪影響を及ぼすか、一家の支柱である父兄の不在は、留守家庭の精神的苦痛も大きく、年少児童の精神形成にも憂慮すべきものがあつた。出稼ぎは、経済上のほかにも功罪はある。出稼ぎ者当人にしても、社会的知識の拡大とか技術の習得などは、大きなプラス面であろう。

出稼ぎ者は帰郷後、ただちに自家の農作業に従事するものであり、いわゆる失業者ではない。これが失業保険の給付を受けることは、法の盲点でありながら、時代も社会も容認し必要としてやまなかつたところに、出稼ぎ問題には極めて深刻なものが有ると云える。冬期間の農村の出稼ぎは、降雪による完全な失業と、小規模経営が持つ農業構造に根本的な原因が深く存在し、経済的に後進地帯であるところに多いという特徴を有し、東北地方が中心であるのはそのためである。又、農業経済地帯区分から見れば、山村及び農山村に多い。わが白鷹町は県下でも有数の出稼地帯として、自他ともに認めている。然し町役場に出稼ぎに関する調査資料が整うのは、昭和四十年代からで、出稼ぎの功罪両面が、全国的に反響をよぶ時点からとなる。三十年代の出稼ぎは、経済の高度成長期に伴ない、増加の一途をたどるのみであり、出稼ぎのマイナス面が経済成長政策の陰に隠された憾みがあつた。出稼ぎ問題が批判と検討の対象となる四十年代は、政策の変更と経済の動向とも関連し、出稼ぎの内容に、大きく影響を受ける時であり、この時期の資料を見ることこそ、最も適切である筈である。

第52表 48年出稼ぎ者数比較

| 市町村 | 人数 | 人口比 |
|-----|-------|------|
| | 人 | % |
| 白鷹町 | 1,759 | 7.33 |
| 長井市 | 1,039 | 2.31 |
| 飯豊町 | 647 | 4.39 |
| 小国町 | 485 | 2.75 |

人口比ハ全人口ニ対スル出稼ぎ者数

りながら、従来からの伝統的な就労と、産業に恵まれる結果であらう。なお三十五年の白鷹町の季節出稼ぎ者数は、一、〇六二人である。第53表は年令別及び性別の、四十三年から五十年までの調査である。概して四十一才以上の中高年令層が多く、年度によっては七〇パーセントを越え、四十才以下の年令層が漸次減少を示すのに反し、高い比率が継続しているが目立つ。女性の出稼ぎは多い年で男性の五パーセント程度で、五〇年度は二パーセント未満である。女性の出稼ぎで若年令層が激減になっているのは、進学率の向上と地方に進出した中小企業の、女子型産業が多い結果とみられる。男女合計数が年度と共に減っているが、五〇年度は石油ショックによる産業界の動揺の反映で、出稼ぎの根本的な問題と関連して、大きく減少し

第52表は「山形県における出稼ぎの現状と課題」によるが、人口比に表われた数字は、非農家率の多寡によるものもあろう。純然たる山村地帯に少ない所（小国町）もあるのは、山村であるがために、豪雪地帯であ

第53表 季節労務者年度別・年令・性別調

| 年度 年令 | | 43年度 | 44年度 | 45年度 | 46年度 | 47年度 | 48年度 | 49年度 | 50年度 |
|----------|-------|-------|------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 男 | 131 ^人 | 150 ^人 | 88 ^人 | 78 ^人 | 47 ^人 | 38 ^人 | 20 ^人 |
| | ~20才 | | | | | | | | |
| | 21~30 | 344 | 253 | 320 | 327 | 307 | 249 | 186 | 159 |
| | 31~40 | 570 | 570 | 500 | 434 | 385 | 361 | 290 | 251 |
| | 41~50 | 550 | 550 | 566 | 668 | 675 | 652 | 600 | 556 |
| | 50~ | 252 | 252 | 308 | 385 | 428 | 427 | 497 | 384 |
| 女 | ~20才 | 14 | 18 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 21~30 | 18 | 21 | 23 | 16 | 13 | 10 | 9 | 3 |
| | 31~40 | 24 | 18 | 7 | 5 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 41~50 | 6 | 13 | 12 | 16 | 14 | 8 | 7 | 7 |
| | 51~ | 0 | 4 | 5 | 8 | 8 | 11 | 11 | 11 |
| 合計 | | 1,875 | 1,949 | 1,832 | 1,938 | 1,880 | 1,759 | 1,622 | 1,392 |

第54表 出稼ぎ者の耕作反別調

| 反別 年度 | 非農家 | 1反歩 以 内 | 1 反 } 反 5 反 | 5 反 } 反 1 町 | 1 町 } 町 1.5 町 | 1.5 町 } 町 2 町 | 2 町 } |
|----------|-----|------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|----------|
| 昭和43年度 | 98 | 36 | 389 | 737 | 438 | 147 | 30 |
| 昭和44年度 | 77 | 37 | 395 | 763 | 484 | 160 | 33 |
| 昭和45年度 | 79 | 48 | 370 | 704 | 456 | 137 | 38 |
| 昭和46年度 | 94 | 52 | 396 | 693 | 498 | 151 | 54 |
| 昭和47年度 | 98 | 399 | | 670 | 652 | | 61 |
| 昭和48年度 | 131 | 294 | | 660 | 617 | | 57 |
| 昭和49年度 | 95 | 295 | | 610 | 557 | | 65 |
| 昭和50年度 | 95 | 242 | | 416 | 510 | | 58 |

に流出し、長男のある者は、通勤可能な工場への転出が、年々増加をたどりつつある結果である。長男妻、次・三男妻の出稼ぎ現象も、条件によるものであ

たものではない。

第54表は非農家と、営農規模別による出稼ぎ者の実態把握である。これによると出稼ぎは各層にわたっており、本質的に農業構造に深く根ざすことを示している。なお減少が一般の傾向であるのに対し、二町歩以上の農家に増加が見られ、農機具その他の資本多投の「機械貧乏」が、原因であることに疑いない。第55表は期間の長短を把握したもので、三ヶ月から六ヶ月が大多数を占めているのは、失業保険受給資格の修得のため、可能な限り六ヶ月就労に努力する結果である。産業別就労状況は建設業が最も多く、常に六〇パーセント台にも及ぶのは、給与が他産業に比較して良好である上に、作業の安易性によるものがあるろう。第56表によると、ここでは世帯主が最も多数であり、長男及び次三男が減少を示している時も、依然横這い状態にあるのは、中高年令層には転職の道のないことを示している。次・三男は学校を卒業すると直ぐに他産業

第55表 出稼ぎ者の期間別調

| 期間 年度 | 3ヶ月 以 内 | 3ヶ月 } 6ヶ月 | 6ヶ月 以 上 |
|----------|------------|--------------|------------|
| 昭和43年度 | 187 | 1,224 | 464 |
| 昭和44年度 | 156 | 1,323 | 470 |
| 昭和45年度 | 129 | 1,206 | 490 |
| 昭和46年度 | 132 | 1,408 | 398 |
| 昭和47年度 | 96 | 1,317 | 467 |
| 昭和48年度 | 47 | 1,397 | 315 |
| 昭和49年度 | 49 | 1,317 | 256 |
| 昭和50年度 | 40 | 1,086 | 281 |

第56表 家庭内に於ける出稼ぎ者調

| 区分 年度 | 世帯主 | 長男 | 次三男 | 世帯主 の妻 | 長男 の妻 | 次三男 の妻 | その他 |
|----------|-------|-----|-----|-----------|----------|-----------|-----|
| 昭和43年度 | 970 | 736 | 71 | 17 | 19 | 3 | 59 |
| 昭和44年度 | 1,040 | 726 | 86 | 21 | 19 | 1 | 59 |
| 昭和45年度 | 991 | 676 | 84 | 17 | 17 | 0 | 47 |
| 昭和46年度 | 1,177 | 619 | 65 | 27 | 8 | 1 | 41 |
| 昭和47年度 | 1,172 | 577 | 56 | 21 | 10 | 1 | 43 |
| 昭和48年度 | 1,168 | 481 | 36 | 11 | 12 | 0 | 51 |
| 昭和49年度 | 1,125 | 405 | — | 18 | 9 | — | 65 |
| 昭和50年度 | 988 | 327 | 23 | 15 | 4 | — | 35 |

動向により、出稼ぎが異常に減少した年度であることを考慮に入れる必要がある。

以上、当町の出稼ぎ、冬期間の季節労務者の動向を、一応概観したが、町内総戸数の三〇パーセント、総人口

る。

わが町の冬期の出稼ぎは、総人口の一割にも近い大人数が年々参加する。最盛期の三十年代後半では二、〇〇〇人を越えていた。この人達が足掛け六ヶ月の間、完全に離郷しての労働報酬は全体として把握できないが、帰郷後の失業保険の給付を合わせた額は、町の養蚕収入をはるかに越え、米の収入に次ぐ第二の産業と噂されたもので、これは農家のみならず、町全体の経済を刺激していたことは勿論である。

季節労務者協議会 毎秋、稲の収穫が始まる頃から、出稼ぎの職場探し
出稼共済組合 が懸命に行なわれる。前年と同じ職場に働く人もい

るが、より好条件を求めて毎年変える者もある。建設業などはたとえ事業主が同じであっても、場所は転々と大きく変ることがある。第57表によって出稼先を見ると、東京都を中心とした関東地方が、大多数であるのは、距離の都合と気象の条件によるもので、中部近畿地方も比較的多いのは、機械・金属の工場が多いためと考えられる。次の第58表、「昭和五〇年度白鷹町出稼者実態表」は、各地区毎に農家・非農家別、世帯数、男女性別、出稼型、夫婦・親子の共稼ぎ数の調査である。昭和五十年年度は、経済界の

第57表 地域別出稼ぎの実態

| 年度 地区 | 43 年度 | 44 年度 | 45 年度 | 46 年度 | 47 年度 | 48 年度 | 49 年度 | 50 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 内 人 | 51 | 62 | 56 | 31 | 36 | 32 | 21 | 37 |
| 東北地方 | 22 | 43 | 22 | 26 | 35 | 34 | 37 | 31 |
| 北海道 | 9 | 8 | 7 | 8 | 9 | 5 | 3 | 4 |
| 東京都内 | 645 | 642 | 591 | 620 | 611 | 520 | 473 | 361 |
| 千葉県 | 172 | 153 | 162 | 193 | — | — | — | — |
| 埼玉県 | 106 | 129 | 135 | 144 | — | — | — | — |
| 神奈川県 | 585 | 590 | 502 | 638 | 622 | 588 | 533 | 453 |
| その他 の関東地方 | 47 | 62 | 30 | 43 | 357 | 406 | 411 | 348 |
| 静岡県 | 94 | 94 | 88 | 101 | — | — | — | — |
| 愛知県 | 66 | 70 | 70 | 65 | 167 | 122 | 106 | 96 |
| 中部地方 | 44 | 93 | 42 | 23 | — | — | — | — |
| 大阪府 | 15 | 20 | 11 | 15 | 28 | — | — | — |
| その他 の近畿地方 | 8 | 14 | 9 | 4 | — | 42 | 36 | 32 |
| その他 | 11 | 19 | 7 | 27 | 15 | 10 | 2 | 1 |

の一〇パーセント近い人達が、六ヶ月間も離郷することは、著しい功罪の二面性を持つものである。出稼ぎ先で起きる事故と災害、異郷で発病することも毎年数件あり、事業の失敗から来る賃金未払いも起きる。これらの不幸を自らの手によつて、一端の解決を目指して発足したのが、「白鷹町季節労働者協議会」であつた。

(目的及び事業)

第二条 協議会は、会員相互の連絡提携により、季節労働の安定を図るとともに相互扶助を行なうことを目的とする。

2 協議会は次の目的を達するため次の事業を行なう。
(1) 優良求人確保のため、出稼相談所及び長井公共職業安定所に積極的に協力すること。

- 3 協議会は、宗教的政治的活動は一切行なわない。
- (2) 組織的な就労を推進すること。
 - (3) 会員相互扶助のため必要と認める事項。
 - (4) その他協議会の目的達成に必要な事項。

第58表 昭和50年度白鷹町出稼者実態表 (昭和51年1月15日)

| 地区 | 出稼者総数 | 区分 | 出稼世帯数 | 出稼労働者数 | | | 出稼型 | | | | 共出稼世帯数 | 共出稼組数 | 夫婦 | | 親子 | | |
|----|-------|-----|-------|--------|-------|----|------|------|--------|-------|--------|-------|----|----|----|---|----|
| | | | | 計 | 男 | 女 | 夏型出稼 | 冬型出稼 | 通年雇用出稼 | 親 | | | 子 | | | | |
| 蚕桑 | 374 | 農家 | 346 | 365 | 356 | 9 | 男 | 2 | 男 | 340 | 男 | 14 | 19 | 19 | 4 | 1 | 13 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 8 | 女 | 1 | | | | | |
| | | 非農家 | 9 | 9 | 9 | 0 | 男 | 0 | 男 | 6 | 男 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| 鮎貝 | 289 | 農家 | 250 | 268 | 262 | 6 | 男 | 0 | 男 | 259 | 男 | 2 | 18 | 18 | 1 | 2 | 13 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 6 | 女 | 0 | | | | | |
| | | 非農家 | 21 | 21 | 21 | 0 | 男 | 0 | 男 | 19 | 男 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| 荒砥 | 212 | 農家 | 164 | 174 | 172 | 2 | 男 | 0 | 男 | 166 | 男 | 6 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 2 | 女 | 0 | | | | | |
| | | 非農家 | 36 | 38 | 37 | 1 | 男 | 1 | 男 | 17 | 男 | 19 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 1 | | | | | |
| 十王 | 67 | 農家 | 61 | 62 | 62 | 0 | 男 | 0 | 男 | 58 | 男 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| | | 非農家 | 5 | 5 | 5 | 0 | 男 | 0 | 男 | 3 | 男 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| 鷹山 | 272 | 農家 | 246 | 266 | 264 | 2 | 男 | 1 | 男 | 250 | 男 | 13 | 20 | 20 | 0 | 1 | 16 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 1 | 女 | 1 | | | | | |
| | | 非農家 | 5 | 6 | 6 | 0 | 男 | 0 | 男 | 2 | 男 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| 東根 | 178 | 農家 | 159 | 162 | 160 | 2 | 男 | 1 | 男 | 150 | 男 | 9 | 3 | 3 | 0 | 1 | 2 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 2 | 女 | 0 | | | | | |
| | | 非農家 | 16 | 16 | 16 | 0 | 男 | 1 | 男 | 12 | 男 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 0 | | | | | |
| 合計 | 1,392 | 農家 | 1,226 | 1,297 | 1,276 | 21 | 男 | 4 | 男 | 1,223 | 男 | 45 | 71 | 71 | 5 | 5 | 64 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 19 | 女 | 2 | | | | | |
| | | 非農家 | 92 | 95 | 94 | 1 | 男 | 2 | 男 | 59 | 男 | 34 | 3 | 3 | 1 | 0 | 2 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 0 | 女 | 1 | | | | | |
| | | 計 | 1,318 | 1,392 | 1,370 | 22 | 男 | 6 | 男 | 1,282 | 男 | 79 | 74 | 71 | 6 | 5 | 66 |
| | | | | | | | 女 | 0 | 女 | 19 | 女 | 3 | | | | | |

第59表 白鷹町季節労務者協議会
昭和49年度 決算報告書

| 収 入 | | 単位 円 | |
|----------|-----------|-----------|-------------|
| 項 目 | 予 算 額 | 収入済額 | 備 考 |
| 1. 会 費 | 850,000円 | 844,000円 | 1,688人×500円 |
| 2. 補 助 金 | 130,000 | 146,000 | 町より146,000 |
| 3. 寄 附 金 | 1,000 | 0 | |
| 4. 雑 収 入 | 24,000 | 53,442 | 入会金 寸志 利子 |
| 5. 過年度収入 | 1,000 | 1,300 | 前年度会費 |
| 6. 繰 越 金 | 286,810 | 286,810 | 前年度繰越金 |
| 計 | 1,292,810 | 1,331,552 | |

| 支 出 | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------------|
| 項 目 | 予 算 額 | 支出済額 | 備 考 |
| 1. 活 動 費 | 380,000円 | 289,830円 | 地区活動還元金 新聞代 |
| 2. 報 酬 | 205,500 | 189,500 | 役員報酬 |
| 3. 会 議 費 | 150,000 | 206,450 | 総会 役員会 |
| 4. 費用弁償 | 270,000 | 190,000 | 諸会議出席 費用弁償 |
| 5. 消耗品費 | 20,000 | 11,990 | 事務用品 |
| 6. 印刷製本費 | 70,000 | 114,220 | 会議資料 会報 |
| 7. 通 信 費 | 30,000 | 20,335 | 切手 はがき代 |
| 8. 筆 耕 料 | 100,000 | 39,414 | 臨時雇上料 時間外勤務手当 |
| 9. 負 担 金 | 20,000 | 20,000 | 郡協議会負担金 |
| 10. 慶 弔 費 | 10,000 | 17,000 | 他市町総会招待寸志 見舞金 |
| 11. 備 品 費 | 10,000 | 10,420 | 備品購入代 |
| 12. 雑 費 | 25,000 | 7,180 | 諸雑費 |
| 13. 予 備 費 | 2,310 | 0 | |
| 計 | 1,292,810 | 1,116,339 | |

白鷹町季節労務者協議会々則は、第一章総則から第七章まで、二〇条に及ぶもので同協議会の活動内容を、昭和四十九年決算報告に窺うと、第59表の通りである。

出稼ぎ、季節労務の問題は、出稼ぎ者自身および家族だけの問題ではない。全国の農漁村の出稼ぎのマイナス面が社会の大きな問題として反響を呼び、町村自治体も深

は発病の場合、一家の支柱である労働力に支障を来すことになる。この際、法に基づき保証のほか、季節労働者同志が共同の力で助け合うことを目的に発足したが、「出稼ぎ共済」である。県下に於いて最初に発足したのが、わが町を中心とした西置賜郡の組織である。然し組織が小範囲であれば、従って力が弱いため、県一

第60表 昭和48年度 白鷹町一般会計予算より
季節労働関係に支出された金額

| | | |
|------------------|---------------------------------------------------------------|------------|
| 賃 金 | 臨時筆耕雇上料 | 62,550円 |
| 報 償 費 | 相談員謝金・作文寄稿謝礼 | 59,540円 |
| 旅 費 | 就労先職場訪問・諸会議旅費 | 142,470円 |
| 消耗品費 | 新聞代 322,554, 用紙代外 46,596) | 369,150円 |
| 通 信 費 | 郵送料 | 53,095円 |
| 食 糧 費 | 就労先懇談会 留守家族懇談会 | 103,330円 |
| 印 刷 費 | ふるさとの便り・季労協だより 就労報告 | 127,550円 |
| 委 託 料 | 出稼調査 87,950 意識調査 22,550 営農改善短期研修 38,780 健康診断 300,000 | 449,280円 |
| 使 用 料 | 職場訪問・健康診断時車借料 | 7,160円 |
| 負 担 金 出 損 金 等 | 県出かせぎ共済運営費 130,000円 " 基本財産出損金 154,000円 郡季労協 15,000円 | 299,000円 |
| 合 計 | | 1,673,125円 |

い関心を払うことになる。第60表は当町役場の出稼ぎ問題に対する、積極姿勢を示すものである。就労前後における健康診断、出稼相談所の開設、町長・議員を交えての職場訪問など、又、小中学生の激励文や、二、〇〇枚にのぼる慰問はがきの発送など、そのほか多くの事業が、季節労働者協議会と共に進められている。出稼ぎ中、事故、又

第61表 出稼共済結果報告書 (白鷹町)

| | | | |
|-----------------|-----------------------------|-------|------------|
| 昭和49年度加入者数 | 1,524人 | 掛 金 計 | 762,800円 |
| 季労協加入者数 | 1,688人 | 会 費 | 844,000円 |
| 加 入 率 | 90.284% | | |
| 災害共済 (見舞金) 受給状況 | 昭和49年度分 { 事故 14件 } 900,000円 | | |
| | { 病気 8件 } | | |
| | 昭和48年度分 { 事故 3件 } 227,000円 | | |
| | { 病気 0件 } | | |
| 掛金との差額 | 364,200円 | 計 | 1,127,000円 |

第60表は当町役場の出稼

本化を進めることが必要となり、山形県の「出稼ぎ経済」が発足するのは、昭和四十七年からである。第61表は四十九年度の白鷹町分の内容である。

4 商業

の白鷹町商業

地域商業活動は、近隣住民の消費生活を前提として成立する。当地方には近世の初めごろから荒砥・鮎貝に街区の形成があり、地域は元より、時代と共に遠隔地市場とも結合する商業活動の結果、

領内有数の富商が存在する程盛んであった。第62表は昭和三十五年秋、町商工会発足当時の会員名簿からの作成である。

第62表 白鷹町の商業(1) (昭和35年)

| 店鋪種別 | 地区名 | 蚕桑地区 | 鮎貝地区 | 荒砥地区 | 十王地区 | 鷹山地区 | 東根地区 |
|------|-----|------|------|------|------|------|------|
| 呉服 | 織品 | 6 | 3 | 7 | | 1 | 2 |
| 食 | 肉 | 17 | 20 | 31 | | 1 | 13 |
| 海産物 | ・精肉 | 6 | 8 | 6 | | 1 | 7 |
| 日用 | 雑化 | 11 | 21 | | 7 | 3 | 8 |
| 酒 | たばこ | | | 5 | 3 | | 5 |
| 自電 | 器具 | 4 | 4 | 4 | 1 | | 3 |
| 時菜 | 計品 | | 4 | 2 | | | |
| 旅飲 | 館食 | | 1 | 3 | | | |
| | | | | 1 | | | |
| | | | | 9 | | | |

農村部の商店は、単独の商品より多数の商品、複合的な経営が多い。そのため種類の商品でその店舗を捉えることは、実態を離れるおそれはあるが、便宜上商品の一つに絞っているため、店舗数は実数に近い。尤も資料は商工会発足当時のものであり、僅かの未加入もあり、実態とは多少の差があると考えられる。又各種製造業や小工業などは販売を兼ねることもあり、普通に店舗と呼ばれるものもあるが、商店を主としないものは除いたものもある。具体的には酒・醤油の醸造業は除き、豆腐製造は商店とみているなどである。

昭和三十年後半から、高度経済成長の波に乗って、地方の商業活動も大いに活発化する。と共に店舗の改造が行なわれ、商品も多様となり複雑になるが、

第62表は当時におけるわが町の、偽りのない実態と云えば、時代の変遷に驚くべきものがある。特に自転車販売は各地区ともに多く、なお、自動車修理は表には載っていないが、荒砥地区に一つ存在するのみであった。店舗

第63表 白鷹町の商業(2)

| | 33 年 度 | | 37 年 度 | |
|---------------|--------|------------|--------|------------|
| | 商店数 | 年間販売額 | 商店数 | 年間販売額 |
| 総 数 | 305 戸 | 472,279 千円 | 325 戸 | 831,210 千円 |
| 一 般 卸 売 | 9 | 113,073 | 18 | 164,200 |
| 織 物 ・ 衣 服 小 売 | 42 | 83,906 | 36 | 175,130 |
| 食 料 品 小 売 | 174 | 171,849 | 171 | 244,950 |
| 自 転 車 荷 車 小 売 | 16 | 9,220 | 13 | 13,180 |
| 家 具 建 具 什 器 | 28 | 40,464 | 20 | 69,170 |
| そ の 他 の 小 売 | 32 | 53,767 | 40 | 143,100 |
| 飲 食 店 | 15 | 10,449 | 23 | 19,580 |

数で多いのは食品関係と海産物商であるが、精肉店は蚕桑地区に一店だけである。

商業は時代の変化に関して、他の職業より特に敏感である。時流を逸早く察知して、来るべき状況に先廻りすることが最も必要であり、時流に対する抵抗などは決して許されない。昭和三十一年の高度経済成長期に、当地の商業は如何に流れに順応して発展を遂げたか、この常に前進を続ける過程を明確に捉える資料は、全く乏しいであろう。第63表は三十三年と三十七年度の町勢要覧によっているが、四年間に店舗数の増加は二〇戸となっている。年間販売額は二倍に近い。当時は高度経済成長期に当たっているが、実質伸び率をはるかに越えたところの、飛躍的数字であろう。各部門のうち最も伸び率が高いのは、「その他の小売」で二・六倍、次が織物衣服などの二倍強、飲食店の二倍弱などである。なお「自

転車荷車小売」(三十三年)から、「車輛小売業」(三十七年)と名称が変更になっているのは、本節第1項第42表「諸車の増加」が示した趨勢によるものである。一九六七年(昭和三十三年)町勢要覧の記録に、前年(三十一年)の町内店舗総数二九五、年間販売額四億五八七万六千円で、三十七年の五〇パーセント未満である。

白鷹町 商工会

(法律の目的)

第一条 この法律は、主として町村における商工業の総合的な改善発達を図るための組織として商工会及び商工会連合会を設け、あわせて商工会及び商工会連合会並びに商工会議所の行う小規模事業者の事業活動を促進するための措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

に始まる「商工会の組織等に関する法律」が施行されたのは、昭和三十五年五月二十日である。同法は第一章総則の前文の目的と、第二条に商工会の定義を示し、第二章は第一節通則、第二節事業、第三節会員、第四節設立、第五節管理、第六節監督となっており、全文五一条のものである。普通商工業者のほか、鉱業者、商法による社団・有限会社・小規模事業所が会員となり得る。商工会の事業では、一、商工業に関し相談に応じ、又は指導を行なうこと、二、商工業に関する急報又は資料を収集し、及び提供すること、三、商工業に関する講習会又は講演会を開催すること、四、展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと、五、商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁に具申し、又は建議すること、六、行政庁等の諮問に応じて答申することとし、次に商工業者の委託を受けて業者の事務を処理し、その他目的達成に必要な事業を行なうとしている。同法の施行に応じて、町内商工業者の有志が、白鷹町商工会発起人となり、まず設立趣意書を町内商工業者に示したのは、法律施行後四ヶ月を経た九月二十一日である。

白鷹町商工会設立趣意書

第三十四回通常国会において、我々商工業者長年の要望でありました「商工会の組織等に関する法律」が成立し去る六月十日より施行されました。

この法律は国民経済の健全な発展を期するために主として町村における商工業の総合的な改善発達を図ることを主眼とし、その目的達成のため国と県が補助しようというものであります。

この事業の主なる活動は商工会に公認の経営改善普及員とよばれる我々共通の指導相談員を設置して経理や経営上

の種々な相談に応じ、積極的に指導し金融や税務について斡旋指導したり各種の講演会や講習会を開き、或は地区内商工業の亜実態等を調査研究し、必要あれば行政庁等に建議、陳情等の対策を樹てるなどあらゆる商業活動を通じ総合的に商工業の振興を図るものであります。

しかし、一つの町に一つの商工会を設立するのが原則であり、町内の商工業者の過半数が会員加入の申込みをしないと認可されず、従ってせつかくの補助金も交附されません。特にわが白鷹町の商業においては消費者の購買力は周辺の大都市に吸収され、或は生協購買会の商店街への圧迫等、われわれ既存の商工業者の不安は山積しております。

かかる重大な折でもあり新しい施行を期にわが町においても早急に法人格を持った商工会を設立し、我々共通の利益のため一致協力して諸問題の解決に対処すると共に、わが白鷹町の繁栄のため邁進せねばならないと存じます。

以上、白鷹町商工会設立の趣旨を充分に理解されまして、ここに町内商工業皆様の全員が御加入下さいますことを期すると共に関係各位の格段の御指導と御協力をお願い致します次第であります。

設立の準備には一ヶ月を要し、創立総会を町役場において開いたのは、十月二十一日であった。総会員数八四五名、うち出席会員一二八名、委任状出席一〇八名である。創立総会において、白鷹町商工会定款（第一号議案）、事業計画及び仮収支予算（第二号議案）、総代選挙規約の制定（第三号議案）、商工会々費の額並びに払込方法（第四号議案）、商工会職員給与規定（第五号議案）、を諮り役員選任（第六号議案）については、地区別に銓考委員をあげて選任することに決し、すべて終了したのである。この結果県知事に対し、白鷹町商工会設立認可を申請したのは十月二十七日であった。

白鷹町商工会定款は第一章総則、第二章事業、第三章会員、第四章役員、第五章総会・総代会および理事会、第六章管理、第七章会計、第九章解散及び清算で、五八条から成り、うち第二章事業は八項に分かれており、これは前述の法律の成文と同工異曲に近い。そのほかも、法律に準拠した部分が各章に多い。商工会の経費は使用料、手数料その他（四六条）となっているが、県と町の補助金が収入予算の三分の二を占めている。

第64表
各地区会員数

| | |
|------|-----------------|
| 蚕桑地区 | 84 ^人 |
| 鮎貝地区 | 126 |
| 荒砥地区 | 164 |
| 十王地区 | 11 |
| 鷹山地区 | 35 |
| 東根地区 | 58 |

ている。

白鷹町商工会は地域内の商業及工業経営者の組織であるが、設立当時の地区別会員数は、第64表の通りである。これを分けて商業部（三〇〇名）、建工部（一三三名）、木材部（四九名）としている。なお各部の地区別は、蚕桑四名、鮎貝七六名、荒砥一二五名、鷹山一五名、東根四名は商業部で、蚕桑三二名、鮎貝二四名、荒砥四七名、十王・鷹山一九名、東根一六名は建工部となつ

経済の動きは瞬時の停滞もなく、次から次へと流れて行く。地方小都市および農村部の商業活動は、三十年初頭には、一つの安定期から次の新しい段階に前進することを余儀なくされた時期である。「購買力が周辺の大都市に吸収され、或は生協購買会の圧迫〔商工会設立趣意書〕は、交通機関のバスおよび自家用車の普及により、いよいよ深刻度を増すものであった。商店街はいち早く道路舗装が整い、そこには街路燈が輝き、店舗は次々と改装されて、こうした新事態への積極的な対処は、町の景観を全く一新させ、「国民経済の健全な発展」〔商工会の組織等に関する法律前文〕に、大きく寄与する姿勢を具体的に示したものであった。この後白鷹町商工会の活動を中心に、より活発な商業活動が、四十年代に向って展開されて行く。

5 白鷹町の工業

われわれの白鷹町は、農業を基幹産業として長い歴史の中に、祖先たちの生活を支えて来た地域である。畑地率が高いため、各時代にわたりそれぞれ特産物があり、特に大戦前までの一〇〇年もの間は、養蚕が隆盛をほこ

第65表 工業の趨勢

| 名称 年 | 事業所数 | 従業員数 | 製造品出荷額 | |
|---------|------|------|------------------------|-------|
| | | | 金額 | 比率 |
| 31年 | 35 | 268人 | 147 <small>百万円</small> | 100% |
| 32年 | 25 | 125 | 85 | 57.8 |
| 33年 | 24 | 123 | 83 | 56.5 |
| 34年 | 26 | 174 | 121 | 82.3 |
| 35年 | 33 | 387 | 288 | 195.9 |
| 36年推計 | 33 | 377 | 376 | 255.8 |

(昭和37年町勢要覧より)

り、蚕糸価格の変動が、地方経済を完全に決定していた。従ってこの地方には、一般に工業と呼ばれるものは甚だ少なく、豊富な山林資源からの木材業と、養蚕からの製糸業が、共に当地の工業を代表するものであった。尤も工業は原料の加工を意味することから、白鷹町商工会の会員には、建設に従事する労務者が加入し、その数は建工部として、一三三名が設立当初から見える。然しここでは、工場制の製造業を主に試みて行く。

当地方は工業が成長する条件、基盤に有利な点は少ない。基幹鉄道から距離があり、輸送に不利であることは、製品原価に影響する。又、原料の産出も甚だ未熟であった。地方の工業化率の低さは、経済の未発達と並行するため、互いに地方の発展を阻み、経済の停滞も余儀なくされる。ここでは過剰の労働力が徒らに眠り、時機を待つのみである。

町村合併が完了した翌三十年は、神武景気と云われ、三十一年は高天原景気、三十二年は不況であったが、又々三十四年は岩戸景気と謳歌され、同年の輸出は戦前の水準に達している。

昭和九〇一十一年を一〇〇とする鉱工業生産指数は、三十年一八〇・七、三十一年二一九・一と続き、製造工業生産指数は三十年一八九・四、三十一年二三一・三『近代日本
総合年表』と高騰が続く。この波は地方の産業をも刺激し、又大きく影響するところがあった。第65表は当時を示す資料であるが、事業数が年度により減少しているのは、中央の好況が地方への波及の弱さを示しているよう。然し従業員数で四〇パーセント増、出荷額は二・五倍となり実質的な伸びのほかに事業所の大型化を見るが、三十二年〇三十四年の間、事業所数、従業員数、出荷額ともに

大中の減少は、「なべ底景気」と云われた三十二年下期から三十三年下期間の不況が、明瞭にあらわれているものであろう。

第66表は三十七年の工業の状況で、各業種別事務所数・従事者数及び製造出荷額の調査である。町勢要覧にはこのほかに、衣類その他、家具装備品、紙加工品、金属製品の欄がある。いずれも空欄となっている。各業種のうち最も高率であるのは、食品部門であり、これは新しく進出した日魯漁業の工場が、三十五年から操業を開始している結果である。食品に次ぐのは木材、木製品であるのは、元来山林資源に恵まれた地方の、しかも伝統に支えられた部門のためである。以上二業種のほかは、ほとんど事業所数、従事者数、出荷額ともに、見るべきものがない時代であった。従って地方の中卒、高卒の若年労働力は、職場を求めて県外に流出し、町内人口が激減の下降線を示すことになる。この結果は地方に於いて「嫁飢饉」の現象が年毎に深刻さを増して行く。又、農閑期にはき季節労務の出稼ぎも、余儀ないまま増大することになる。これらの問題に多少とも解消の兆しをみるためには、地方自治体が工業誘致に積極姿勢をあらわす四十年代の、然かも後半を待たなければ、必然の機は熟さなかつた。

第66表 昭和37年の工業

| 業種 | 名称 | 事業所数 | 従事者総数 | 製造品出荷額 | |
|-------|----|------|-------|------------|------|
| | | | | 金額 | 比率 |
| 総数 | | 33 | 377人 | 376 百万円 | 100% |
| 食料品 | | 16 | 218 | 277 | 75 |
| 繊維製品 | | 4 | 29 | 11 | 3 |
| 木材木製品 | | 8 | 92 | 83 | 22 |
| 出版・印刷 | | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 土石製品 | | 2 | 5 | 2 | 0 |
| 機械 | | 1 | 28 | 2 | 0 |
| その他 | | 1 | 3 | 0 | 0 |

(昭和37年町勢要覧)

白鷹町に、中央の大企業が初めて進出するのは、昭和二十七年のキリンビール置賜ホップ処理場である。ビール醸造に必要なホップは輸入が主であったが、国内自給を目指すビール会社が、この地方に試植を始めたのが二十四年で、栽培面積が他郡にも拡大し、その処理工場の建設へと発展した。同処理場の規模概要は、敷地一、六〇〇坪、建物坪数四二〇坪（延一、〇〇〇坪）、従業員数は処理場の性格により臨時を主とし、ホップ収穫期の五〇名前後である。次は、日魯漁業株式会社の白鷹工場がある。同会社は海産物加工の有名会社であるが、果樹加工への拡充を図り、又、地域の過剰労働力を求めての進出である。鮎貝地区を選び地方稀に見る大工場を完成し、操業開始は昭和三十五年である。規模概要は敷地六、〇〇〇坪、建物坪数三、〇〇〇坪、従業員数は操業当時で常時二五〇名、果樹加工の最盛期及び、農閑期労働力を利用した事業拡充には、三〇〇名もの臨時工を募集した。町当局は企業の工場進出に対し、積極的に援助の手を差し伸べ、助成並びに税の減免措置を講ずるなど、町発展のため対処するところがあった。なお、加工果樹の栽培が三十六年に飛躍的増加をみているのは、工場進出によつての刺激によるものである。

工業化率が高まるにつれて、地方に様々な影響をもたらす。生活様式の変化は勿論であり、労働力の吸収によつて農業労働の賃金も次第に押し上げられて行く。と同時に社会意識の変化も起こる。共に都市化の現象である。然し、変化の速度は急速ではない。昭和三十六年五月と七月、新安保阻止の全国的な世論の中で、大衆行動が空前の高まりとなり、当地方に嘗てなかった示威行進には、予想を越えた数百人の参加を得た。その際、工場労働者の参加がなかったことは、農村に培われた封建性の純朴さが、異常に根深いものであることを示した。